

グループホーム華まつばら

運 営 規 程

グループホーム華まつばら

指定認知症対応型共同生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人はるかぜ福祉会が設置するグループホーム華まつばら（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、介護従業者（以下「従業者」という。）が、認知症の症状を伴う要介護状態の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症の症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の日常生活場面での世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行うものである。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
 - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 事業所は、事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 5 事業に当たっては、松原市、バックアップ施設の介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 6 事業の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
 - 7 前6項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（松原市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例平成25年4月1日条例第16号）（以下「基準」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の基本理念)

- 第3条 事業所の基本理念とは、「華やかな 笑顔でつなぐ心と心 地域とあゆむ 華はびきの」とし、緑豊かな御陵を望むのどかな環境の中で、草花と共に馴染みのあるスタッフと家庭的な雰囲気の中、健康で明るく楽しい生活を目指します。
- 2 認知症や要介護状態となっても、人間として尊厳のある生活を送り、最後まで自分らしい人生を過ごすことを目的にして、毎日の共同生活・人生を歩みます。
 - 3 家庭的なゆとりのある環境のもと、入浴、排泄、食事等の介護、相談、社会生活上の便宜の供与、機能訓練、健康管理及び療養上の介護・看護を行ないます。
 - 4 調理や掃除、洗濯、買い物などの家事をスタッフと一緒にこなすことにより、忘れかけていた日常生活の役割や能力を呼び戻すことで、入居者様とその有する能力に応じて自立した日常生活を送って頂けるよう支援していきます。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム華まつばら
- (2) 住所 大阪府松原市松ヶ丘一丁目10番61号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容はユニットごとに次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名以上(常勤職員) ※その他のユニットと兼務
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 2名以上(常勤) ※介護従事者と兼務
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう指定認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成するとともに、連携する市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護従業者 8名以上(常勤) ※計画作成担当者は介護従事者と兼務
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、相談、支援を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、18名とする。

内訳	1ユニット	9名
	2ユニット	9名

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 事業所で行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助
- (5) 健康管理

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、事業の提供開始時に、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族(親族・後見人及び代理人を含む)に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、利用者に交付するものとする。更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じ介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)によるものとする。

- 2 家賃については、月額50,000円を徴収する。
- 3 敷金については、入居時に家賃の3か月相当分(150,000円)を預かる。
なお、敷金については、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還する。また、居室の明け渡し(以下「退居」という。)までの間は、敷金をもって賃料、管理費、事業提供における利用額その他の債務と相殺することができないものとする。
- 4 退居となった際は、遅滞無く敷金の全額を無利息で利用者及び家族(親族・後見人及び代理人を含む)に返還するものとする。ただし、退居時に賃料、管理費、事業提供における利用額その他の債務の滞納及び、通常の使用に伴い生じた居室の損耗を除き、居室の現状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる利用者及び家族(親族・後見人及び代理人を含む)の債務の不履行が存在する場合は、当該債務の額を敷金から差し引くことが出来るものとする。
- 5 食費の提供に要する費用については、次の額を徴収する。
朝食 250円 昼食(おやつ含む) 650円 夕食 600円
但し、5日前までに食事が不要である旨をお申し出頂いた場合に限り、食材費を差し引くものとする。
- 6 水道光熱費については、月額15,000円を徴収する。
- 7 管理費については、月額20,000円を徴収する。
- 8 共益費については、月額15,000円を徴収する。
- 9 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 10 月の途中における入退所については日割り計算とする。
- 11 前10項の利用料等の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 12 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文章により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 13 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 事業の対象者は、要介護1以上であって認知症の状態にある者、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- ① 認知症の症状に伴う著しい精神症状がある者。
 - ② 認知症の症状に伴う著しい周辺症状がある者。
 - ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(健康管理等)

第12条 事業者は、看護師が日常的または必要に応じて、健康上の管理等を行う体制を確保し、看護師と24時間連絡可能な体制を整備するとともに、重度化した場合における対応に係る指針を定め、協力医療機関との医療連携体制を整備している。

2 利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認める場合は、協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援する。

3 利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにする。

4 サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急等の対応のため、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携を図る。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の自己の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防についての責任者を定め、年2回定期的に避難、消火、救出その他必要な訓練を行うものとする（夜間想定を含む）。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努め、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

(協力医療機関等)

第15条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（苦情処理）

- 第16条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した事業に係る利用者又は家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携など)

- 第20条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第22条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人はるかぜ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成24年5月1日から施行する。
平成26年8月1日改定、施行する。
平成27年4月1日改定、施行する。
平成28年9月1日改定、施行する。
平成29年4月1日改定、施行する。
平成30年4月1日改定、施行する。
令和03年7月1日改定、施行する。
令和06年7月1日改定、施行する。